

平成28年第1回定例会文教福祉委員会会議録

平成28年3月17日
10時00分～14時44分
第1委員会室

出席者氏名

糸賀 淳	委員長	札幌 章俊	副委員長
伊藤 悦子	委員	久米原孝子	委員
油原 信義	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

教育長	藤後 茂男	健康福祉部長	龍崎 隆
教育部長	荒井久仁夫	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	矢口とし子	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
生涯学習課長補佐	国松 美浩（書記）		

事務局

副主査	塚本 裕紀	副主幹	吉永 健男
-----	-------	-----	-------

議題

- 議案第3号 龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会条例について
- 議案第4号 龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について
- 議案第18号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項
- 議案第25号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成27年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第30号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

- 例の一部を改正する条例について
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

糸賀委員長

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第24号の所管事項、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第41号、報告第3号、報告第4号の17案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第3号 龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会条例について、執行部から説明願います。

荒井教育部長。

荒井教育部長

それでは、議案第3号 龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

当市では、児童生徒の減少に伴いまして、子どもたちのよりよい教育環境を目指し、平成21年度から小中学校の適正規模適正配置の取り組みを行ってまいりました。平成23年5月に策定をしました龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づきまして、長戸小学校と城ノ内小学校の統合に取り組んだほか、現在は、平成29年4月の北文間小学校と龍ヶ崎西小学校の統合に向け、現在、具体的な調整に入っているところです。また、大宮小学校と川原代小学校の今後につきましても、保護者や地域の方々との話し合いを継続して行っております。

さらに、本年4月からは学校教育法等の一部を改正する法律が施行されますが、これにより各市町村は小学校及び中学校のほかに、義務教育小学校を設置することが可能になりまして、小中一貫教育を実施できる、そういった環境が整っているところです。

教育を取り巻く環境がここ数年で大きく変わり、当市におきましては、次代を担う児童・生徒のため、さらによりよい教育環境を目指すことといたしたものでございます。

龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会の設置は、その取り組みの一環でございます。小中学校の適正配置や小中一貫教育に関することを主要議題に、当市の将来を見据えた教育のあり方につきまして、大局的な観点から議論していただき、その取りまとめをお願いしたいと思っております。

議案のほうの第2条につきましては、ただいま申し上げました適正配置、そして小中一貫教育を主要議題に所掌事項として定めております。

そして、委員10名以内ということで組織をいたしますけれども、第1号の学識経験を有する者につきましては、教育行政、義務教育に精通されている方、有識者2名の方をお願いしたいと考えております。市立学校の教職員につきましては、小学校から1名、中学校から1名の計2名を学校長会に推薦をお願いして選考したいと考えております。

第3号の市立学校の児童、または生徒の保護者につきましては、小学校から1名、中学校から1名の計2名を龍ヶ崎市PTA連絡協議会に推薦をお願いし、選考したいと考えております。

第4号の住民自治組織の長、その他の地域の代表者につきましては、現在組織をされております住民自治組織の代表者の中から2名選考をさせていただきたいと考えております。

第5号の公募の市民につきましては、2名の方の公募を今後、市のホームページやりゅうほーに掲載をいたしまして、選考をしていきたいと考えております。

女性の登用につきましては、龍ヶ崎市附属機関等の取り扱いに関する要綱に基づきまして、30%以上となるように選考していきたいと考えております。

任期につきましては、答申の日までといたしております。具体的な2年とか3年とか、

そういった期間は設けてございません。委員の任務、役割を明確にしているところでございます。

第5条、第6条につきましては、審議会の運営に関することにつきまして定めております。

付則の第2項です。この審議会でございますが、答申の日限り、その効力を失うということで、この審議会の役割、任務を明確にしたところでございます。

説明のほうは以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

この小中一貫校に関することは調査報告書もあるんですけども、大体目安としてはどんなふうを考えているのか、この審議会の何ていうんですか、期間というようなことについては。わかったら教えてください。期間を定めていないんでしょう。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

期間は特に設けておりません。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

それともう1点なんですけれども、その審議会の審議の内容なんですけれども、小中一貫教育に関することというふうになっているんですけども、これは、基本的には、そこも踏まえていろいろな考えもあるということのところがいいんでしょうか。もう小中一貫校先にありきではないというふうに考えていいですか。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

先にありきではないです。小中一貫校も含めて、一貫教育、一貫校も含めての審議していただきたいと思っています。

糸賀委員長

ほかにございませんか。

杉野委員。

杉野委員

伊藤委員のほうからも質問ありましたけれども、答申の日までというのは、本当にいつ頃までというのはわからない。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

おおむね1年から2年というふうに考えています。適正規模適正配置審議会のときも1年半ということで答申をいただきました。大変重要なことですので、慎重に考えていただきたいんですが、子どもたちの減少、顕著です。ゆっくり考えていても追いつかないという場合もありますので、子どもたちの減少と、また、この重要性のバランスを考えながら、慎重に考えていきたいと思っておりますが、大体、おおよそ1年半から2年ぐらいをかけて審議していただきたいと考えております。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

わかりました。ぜひ慎重に進めていただきたいなと思います。お願いします。
以上です。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

これまでの統廃合については、地元が優先的な考え方でもって、指針は示しているものの、そういった地元中心の印象を大変受けておりますし、それはそれなりに評価しておりますが、今回この審議会の条例については、これからはこの審議会が率先してというか、先導するような形でもって役割を果たすものなのかどうか。あるいは、これまでの姿勢は、それはそれとして、そういったものの諮問、そういったことを捉えて市長が諮問をして、それについて話し合われていくのかと。そういったところをちょっとお尋ねしたいと思っております。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

まず、この新しいまちづくり審議会の位置付けなんですが、教育委員会の諮問機関ということで、あくまでも教育委員会です。ただ、総合教育会議というのがあります。市長も参加しておりますので、市長の意見も聞きながら、これは進めていかなければならないと思っておりますが、あくまでも諮問機関で、こちらで集めた資料、研究した成果を提出しながら、それを審議していただく機関、そして案をいただく機関だと思っております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

市長が諮問というのはちょっと間違いで、申しわけございません。

ただ、言葉を変えれば、教育長が教育委員会として積極的な形でもってこれを推し進めようとしているのかどうか。そういった点についてはお答え願えますでしょうか。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

この新しい学校づくり審議会で明確に、また方向性が変われば別なんですけど、適正配置についても、また小中一貫教育についても、まず案は出して、ただ、その前提には地元の方々の保護者、そして地域の方々の意見を聞いて、合意形成を図られてのことだという方針は変わらないものだと思います。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

ただですね、一応それなりの適正配置の、配置まではしていませんが、指針というのは出ていますよね。それで、実際問題として、長戸、北文間というものが進められまして、次は川原代、大宮というような形のものがある程度出ているかと思います。そういった意味で、それらを念頭に置いてこういったものがつくられるのかなど。もちろんもう一つ、小中一貫校という課題はもちろんありますけれども、そんなふうにはちょっと感じますので、お尋ねしているんですが。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

まず、先ほど私が申しましたように、確かに適正規模適正配置審議会の答申ですと、小規模4校というのは対象になっていたんですが、その前提で、先ほど申しましたような保護者や地域の方々の意見の合意形成というのがありましたので、その意見を踏まえて長戸、北文間については統合という話になっておりますが、大宮、川原代については、過去5年間協議会を開催しておりますが、まだ何年に統合ですとか、そういう話も出ておりません。ただ、これからは出てくる可能性があると思いますが、教育委員会、市が先導して統合してくれと、そういうお話は1回もしたことはありません。

ただ、この子どもたちの減少を見ていきますと、物理的に複式学級になってしまうとか、そういう弊害も出てきますので、そうした場合には一緒に考えざるを得ないというふうを考えております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

何となくまた、若干吹っ切れないところがあるんですが、といたしますのは、大宮小、川原代小も5年間、これまで話し合いをしておりますということですけども、この審議会条例が可決すれば、やはり審議会がつくられるわけでしょうし、つくられれば、こういった適正配置、それから小中一貫教育に関しては、恐らく教育委員会としては諮問するわけでしょうから。諮問した以上、今、期間のこともありましたけど、そして課長の答弁もありましたとおり、そんなに悠長な期間じゃありませんよと。早急にやらなければ、子どもたちの減少にスピードが追いついていかないから、それに合わせた形のものをするということになれば、ある程度のもう審議の諮問の結果が出るだろうと思うんですよね。ということになれば、やはりそれは、このような審議会の結果が出ていますのでというふうな話に

なってくるだろうと私は予測するものですから、それはこれまでの地元中心ということよりは、教育委員会が主導するような形になっていくのかなというような形を思うもので、ご質問しているわけなんです。そうでありますよというほうがかえってすっきりするんですけれども。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

これはですね、地域に入ってみますと、龍ヶ崎市、一つの市にとっても、地域によって別々です。いろいろな違いがあります。長戸のときには私たちが決めさせていただきたいということで、保護者、地域の方々が率先して組織をつくって、私たちはその中に入って一緒に検討したといういきさつがあります。北文間のときについては、今進んでいるんですが、行政のほうで案を出して示して、進めてほしいというような形でした。地域によって違うと思います。入ってみないとわかりません、これは。そういうご要望であれば、こちらで案を示して進めるというほうもありますし、一緒に地域の方が組織をつくって考えていく方法もいろいろとありますので、一概にこういう方向で進めるというのはなかなか難しいです。いわゆるニュータウンに行ったときの話と旧市街地へ行ったときの話では全然違ってくるかと思しますので、その辺は、ちょっとこういうふうに進めるというのは、ここではちょっと難しいというか、言えないと思います。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

先ほども話しましたとおり、これまでの長戸、北文間については、やはり地元中心であったというふうに私は理解しております。なぜかといいますと、課長は、一応、北文間の件に関しては、むしろ教育委員会のほうで案を示してほしいというようなお話があったとは言いながら、北文間の地区の住民の方が統廃合というのを受け入れる体制というものはできていたわけですから、そういった中で、そういった投げかけがあって、そういうお願いがあって、それを示しましたということでもって、それを地元の人たちは了解しましたということですから。私は、そういったこともあわせて、地元主導という形で、最初から、そういった面では配慮をして、教育委員会のほうでも配慮をして、もう最初からこうしてくださいよというような形ではないと思います。そういった意味で地元主導というような形になっているわけですが、こういった形で審議会が審議して、今度はもっと具体的な適正配置、小中一貫校教育の考え方というものを示された場合には、違うのかなというふうに思うわけなんです。そういう意味で質問したわけです。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

大野委員とちよつかぶる点があるんですけれども、第2条で教育委員会が諮問をし、審議会がそれを答申する。ですから、基本的にはこの2項、3項もありますけれども、適正配置、小中一貫教育については諮問をしていくだろう。それもここ1、2年の間に、それなりの答申を受けたいということなんだろうというふうに思いますけれども。

まずは適正配置について、基本方針は、小学校は2クラス、1学年ですね、中学校は3クラス、現実的にはもう中学校だって2クラスになっている。現実的にあるわけですね。特に小学校、この2つの学校が統合していくというような前提には、複式学級という現実があって、それで、それが大きい説得力というのかがあって、統合していくというのが現実なわけでありすけれども。小学校2クラス、中学校3クラスということになれば、もう中学校も含めて、一つの教育委員会としての方向付けというのはきちんと出すべきなんだろうと。地域の意見を聞くということも、それは大切です。でも、やはり教育のプロとして、教育環境はどうあったらいいのかというようなことは、皆さん十分認識しているわけですから。そういうことを踏まえる中で方向付けをきちっと出していく。多分ね、この審議会の答申も余り期待できないような気がします。ふわっとした形で出てくるんじゃないかなと。それは、だって、教育委員会のそういう姿勢がそうですもん、だって。複式学級にならなかつたらできないわけですから。これ一番説得力がある話ですよ。地域にも危機感が出てくるから。そこまで待つという。これからも多分そんな姿勢でずるずるといくんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、その辺、ちょっと大野委員とダブる点がありますけれども、きちんと方向付けを出す、そういう方向を審議会に諮問をすべきなんだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

どうもこの新しい学校づくり審議会というのは、小中一貫校という、小学校と中学校が一緒になって、一緒に校舎で学ぶ学校というイメージがあるんですが、ほとんど全国で行われている小中一貫校というのは、別々な場所です。適正配置について、適正配置を、それを無理やり進める、数でそれを進めようとするれば、今、龍ヶ崎では集めたら、隣のつくば市の例をとってみれば、1,500人、1,600人規模の小中一貫校をつくれれば4校で済んでしまうという数になってしまいます。ただ、それは新しい校舎を建てて一つの校舎で学ぶという、40億、50億かけてやるという、これは物理的に無理です。龍ヶ崎じゃ無理です。そういうことからすれば、やはり理想の配置というのは決まっていますが、それはできないものもありますんで、それは小中一貫教育とはいっても、小中別々な校舎で学ぶということも考慮に入れて、考慮しながら考えていかなければならないと考えていますので。やはり配置、適正配置適正規模だけではなく、そういう別々な校舎で学ぶ小中一貫校、適正規模適正配置も考えていかなければならないので、龍ヶ崎はどこどこに何校、小中一貫校を建てるといえるのは、きっちりしたものはもしかしたらこれは出ないかもしれないです。

一緒に校舎で学ぶ方法と別々な校舎で学ぶ方法というのがありますんで、その辺ははっきり出ないかと思えます。現在、全国でも一緒に校舎で小中一貫校を行っているのは、3万校のうち3%ぐらいしかありません。ほとんど9割9分が、9割8分が別々な校舎で小中一貫校を行っているというのが現状ですので、その辺もちょっと考えていかななくてはならないと思っています。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

勉強したことを十分答弁していただいて、ありがとうございます。

適正配置だから、やはりここの地域はこういう方向がいいんだろうと一つの指針を出せということです。それが、やはり地域の意見等もありますけれども、将来でも、やっぱりここの学校とここの学校がこうなるんだろうというような一つの方向付けというのは、私

は示すべきなんだと。やっぱり地域のそういう醸成される環境をつくりながらやっていくというようなこと。ですから、そうなれば時間もかかるんだろう。何の方向も出さないでやっていくということは、やはりいかながなものかなということなんです。

小中一貫教育についてのお話がありましたけれども、私は、だから、そういう意味での統廃合も含めた中での、例えばですよ、これは。城南中と大宮小と龍小が一緒になるとかね、そういう意味での小中一貫校というかね、そういう一つの方向付けというのは、私は示すべきなのかなというふうに思います。

もう1点は、教育長にお伺いいたしますけれども、前にも私、小中一貫教育の一般質問をさせていただきました。小中連携をやっていて、非常に消極的なご意見だったですよ。十分今までやっているんだからということで。時代背景がここ2年ぐらいで変わったのかどうかあれですけれども、その辺、小中一貫教育に関するところで、特に前向きに出てきたという従来の答弁とは違うわけですけれども。その辺について、どのような環境の変化があったのか教えていただきたいと思います。

糸賀委員長
藤後教育長。

藤後教育長

現実につくばの小中連携みたいな形での部分もありますけれども、一貫教育が進められているような状況、あるいは法的な措置がされてきたというような状況の中で、施設分離型であっても、小中一貫教育ということ視野に入れて今後やっていかなければならないのかなというふうな感じを持ちました。

ですから、適正規模適正配置のほうですか、を考えていく中で、やっぱり小学校が統合した場合、中学校が統合していった場合、将来的にはもしかしたら地域的に1校1校みたいな形に近づいていくのではないかと。そういう中では、やはり小中一貫教育というのも考えて当然だろうというふうに思っているところです。

ですから、適正配置を考えていく中で、小中一貫ということも避けられないもう状況に來ているのかなというふうに私は捉えています。

以上です。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ちょっと意見なんですけれども、国のほうが進めていくというふうになってしまいましたけれども、ただ、国のほうでは、去年の1月に文部科学省のほうから、やっぱり小規模校に対する、小規模校を存続する場合の教育の充実についても公立小学校、中学校の適正規模適正配置等に関する手引にはきちんと書かれていますので、その認識も含めながらいろんなことを考えていただきたいなというふうに私は思っています。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

先ほどの続きになってしまいますけれども、途中で私なりに納得したというのはあれなんです、確認したいのは、こういった審議会があって、適正配置、そして小中一貫教育に対する考え方とかそういったものができるわけでしょうけれども、これまでの地元を尊重する立場ということはそのままでもよろしいですねというふうに確認したいんですが。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

その方針は、前回の審議会の答申の一番重要なことでもいただいたものですので、そのまま引き続き、この新しい学校づくり審議会に変更がなければ、継承していきたいというふうに考えております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、議案書の9ページになります。

議案第4号 龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例についてでございます。

まず、制定の背景でございますけれども、現地域福祉計画は、平成28年度までの計画期間となっており、第2期となる地域福祉計画を策定するに当たり、内容の審査をいただくとともに、計画の推進についてご意見をいただくため、新たに附属機関として、地域福祉計画推進委員会を設置しようとするものでございます。

第1条、設置でございますが、地域福祉の趣旨を踏まえ、計画の策定及び計画に掲げる施策の推進を図るため、設置をするものでございます。

第2条、所掌事項といたしまして、計画の策定、そして進行管理等をご審議いただくものでございます。

第3条、組織でございますけれども、委員は15人以内としまして、第2項において、その構成を定めております。

第1号の地域福祉活動を実践している者につきましては、各地域コミュニティで地域活動をされております方6名をお願いしたいと考えております。

次に、第2号の関係団体の推薦を受けた者につきましては、民生委員児童委員連合協議会、住民自治組織連絡協議会、障がい者自立支援協議会、長寿会連合会からそれぞれ1名、計4名を推薦いただきたいと思いますと考えております。

第3号の社会福祉事業に従事する者につきましては、社会福祉協議会から1名を推薦いただきたいと思いますと考えております。

第4号の学識経験者につきましては、地域福祉について知見のある方を流通経済大学から1名推薦いただきたいと思いますと考えております。

最後に第5号の公募の市民につきましては、3名としたいと考えております。広報紙や

公式ホームページ等を利用して募集してまいりたいと考えております。

次に、第4条でございます。任期につきましては2年と定めます。

次のページ、第5条以降につきましては、会議の基本的な運営規定をしております。委員会の庶務につきましては、健康福祉部社会福祉課で行うものでございます。

付則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

その委員会の委員の構成なんですけれども、1番の地域福祉活動を実践している人ということで、各コミュニティから6人というんですが、今、コミュニティは、各コミュニティというのは13件あるわけなんですけれども、どうやって選ぶのかなということと、公募の市民を選ぶときの基準は何かについて伺います。

糸賀委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

地域コミュニティの関係ですけれども、地域コミュニティを所管する市民協働課と協議をいたしまして、その中で、今、八つですか、地域コミュニティ。ほかに4月から二つできるようなこととお伺いはしておりますけれども、その中で6名ということで選出をいただきたいというふうに考えております。

それからもう1点、公募の市民につきましては、こちらの選考方法については、市の附属機関等の取扱要綱に基づいて選考してまいりたいと考えておりますけれども、この中で女性の登用率というのが30%以上というようなところがございまして。その辺を考慮して選考してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

全体的に女性が30%になるようにということは、それは私はもう当然だと思っているんですけれども、そうじゃなくて、公募の市民の選ぶ基準、例えば公募をするときに、そういうような地域福祉に熱意がある人とか、そんなことについて選ぶのかとか、ただ応募しました、はいとかと選ぶのか、その辺の基準のことを聞いているんです。

糸賀委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

公募の際には、志望動機等を記載いただきたいと思いますので、その辺で判断を、一つはしてまいりたいと。それでも区別がつかない場合には、抽選ということもあり得るといふふうに考えております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

大野委員。

大野委員

龍ヶ崎市の地域福祉計画というのは、今もあると思うんですけども、今の地域福祉計画の推進状況、いわゆる推進の進捗状況なんかはどこでやっていますか。たしか私の記憶では、保健福祉総合審議会で、前の福祉計画は策定されたと思います。それで、保健福祉総合審議会が分かれまして、各部会がそれぞれに独立してやっているように今思っておりますけれども。これまでの推進状況というのはどこで、もうやっていたものなので、こういった形で新しく委員会を、条例をつくりまして策定、そして進捗状況を、いわゆる推進をしていくというような形でやっていくのかなというふうに思うわけなんですけど、どうでしょう。

糸賀委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

今、委員さんが申されましたとおり、当計画、平成22年に作成いたしましたので、その当時は保健福祉総合推進協議会、こちらでご審議をいただいたものです。その後の進行管理等と申しますか、そういったものについては、事実上、平成26年にこの協議会が廃止された以降、行っておりませんでした。それで、今回改定に当たりまして、その辺の推進の評価といいますか、そういったものまで含めて新しい委員会のほうでご審議をいただきたいというふうなことで、今回条例の制定になったものでございます。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

私は地域福祉計画について、非常に内容的には素晴らしい計画であると。これを、じゃ、どうするんだと、どのようにして推進していくんだというような話をしたときがあります。そのときには、これから各地区でコミュニティセンターというか、コミュニティがこれからつくられて、その中で実践していくというような答弁をもらっておりました。そこで、私が言ったことには、今からつくっていて、それまでに福祉計画がこれないがしろにするんですかというような話でしたこともあるんですけども、正直いって、その地域福祉計画の内容は、それほどこの22年に策定されたというものは、それほど推進されていない、実現していないだろうと私は思います。かろうじて社会福祉協議会がまたつくった福祉計画もありますが、それが社会福祉協議会としてそれなりに推進してきたんであると思いますけれども。今のその地域福祉総合審議会が4つに分かれたうちの障がい福祉部会でしたかな、何か部会があったわけですが、その部会は、今こういった内容というのはしていないんですか。

糸賀委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

今お尋ねの協議会なんですけど、障がい者自立支援協議会であろうかというふうに思います。こちらについては、障がい者福祉に関する部分でございまして、こちらの地域福

祉というところまで踏み込んだ内容での協議はいただいていないのが現状です。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員
わかりました。結構です。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員

以前の保健福祉総合推進協議会でしたか、それがあったんだと思うんですね。それが1つ1つ独立して。だから、今度きっとそれを総合する計画をつくるのに必要なんだというふうには私は思っています。だから、当然できた後も、その進行状況もやるのも当然だというふうには思っています。

それで、ただ、今までの子ども部会とか高齢者福祉の関係とか障がい者の関係が、それぞれが私は、その進めてきたことを検証していないというふうには思っていないので、そこはちゃんときちんと認識してほしいなというふうにかえって思います。これについては、私は賛成します。

糸賀委員長
ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長
別がないようですので、採決いたします。
議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例について、執行部から説明願います。
龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案書11ページになります。
議案第5号 龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例についてでございます。
まず、趣旨でございますけれども、就業の関係で電車等を利用して通勤する保護者など、多様化する保育需要に対応し、保護者の送迎に係る負担の軽減などを図るために当ステーションを設置するものでございます。子育て環境の整備と住環境の魅力度アップを図り、若者、子育て世代の人口流入及び定住促進にもつながるものと考えております。

まず、内容でございます。

第1条、目的でございます。目的につきましては、駅前こどもステーションの設置及び

管理について必要な事項を定めるといふものでございます。

第2条、名称、位置でございますけれども、名称は、龍ヶ崎市駅前こどもステーション、設置場所については、記載のとおり、佐貫駅東口ロータリー隣接の山村医院の脇になります。

第3条、施設につきましては、朝夕については送迎ステーションとして運営してまいります。昼間時につきましては、子育て支援センターとして運営してまいります。

第4条、開館時間でございますけれども、送迎ステーションについては、基本利用として6時30分から9時30分及び午後4時30分から7時まで、延長利用が午後7時から9時までです。

第2号で、子育て支援センターについては、午前10時から午後4時ということでございます。

第5条におきましては、休館日としまして、日曜日、祝日、あと年末年始ということで

第6条、利用者の範囲でございます。送迎ステーションにつきましては、市内に住所を有し、市内の保育所等に通う満2歳以上の児童で、送迎に関し一定の困難な事項のある方を対象といたします。

第2号、子育て支援センターにつきましては、原則市内に住所を有する0歳から3歳までの児童及び保護者でございます。

第7条、送迎ステーションの利用の許可ということで、利用児童の安全を図るために事前の登録許可制とするものでございます。

第8条、第9条につきましては、管理運営上、支障となる行為に対する利用制限等でございます。

第10条、使用料でございますけれども、送迎ステーションについては、基本利用が月額2,000円、1日のみ利用、1日200円でございます。延長利用につきましては、1時間当たり200円といたします。

子育て支援センターについては無料でございます。

第11条で、使用料の免除ということで、生活保護世帯を免除、その他市長が特に必要と認めるときは減額、または免除できる規定といたしております。

付則でございます。14ページになります。

第1項、施行期日を平成28年6月1日からとするものでございます。

第2項、利用の諸手続など、準備行為を施行前に行うことができる旨の規定でございます。

第3項、重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例、別表第1、26号に龍ヶ崎市駅前こどもステーションを追加する改正を行うものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

久米原委員。

久米原委員

今日までいろいろ様々詳しくご説明いただいたんですけども、改めて、預かり時間が6時半から、朝9時半までになっていて、夕方が4時半から7時までになっているんですけども、例えば20人預かるとして、中には6時半に連れてくる子もいて、中には8時とかという形がいろいろあると思うんですね。保育園も様々な保育園があると思うんですけども、この預かってからの流れというのは決まっているところというのはありますか、保育園に置く流れというのは。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

実際にお子さんを保護者の方が連れてきていただく時間帯としましては、朝は6時半から8時前、7時50分頃までという考えで、8時にはバスを出発させて、各園を回って戻ってくるのが9時半頃という、9時頃には帰って来たいということで設定しております。夕方5時頃には出発をして各園を回って迎えに行きまして、到着すれば、そこで保護者の方がお迎えに来るのをお子さんをお預かりしながら待つということになります。

糸賀委員長

久米原委員。

久米原委員

そうですね、ごめんなさい。保育園というのは早い時間から見てくれるから、きっとそうですね。じゃ、1台でそれぞれの保育園にお子様をお届けして、帰りもそれぞれ預かってきて、最終7時まで預かっていただけるということですね。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

そのようになりますが、7時ではお迎えが間に合わないというお母さん方が多くいられるかと思うんです、この施設を利用される方たちの中は。それで、9時まで延長してお預かりをするということで、9時まで延長でお預かりするということにしております。

糸賀委員長

久米原委員。

久米原委員

例えば定員20で20人決まっています、先日のお話で、1日だけのお預かりもできるというお話が出ていたんですけれども、それはもともと契約している以外にも預かれるということでもよろしいですか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

お子さんの預かりというのは、大変安全面で気を配らなければなりませんので、その日に突然お預かりするということではできませんので、やはりその方たちにも事前に登録をしていただきまして、そのお子さんについて、また家庭についてお話をよく伺って、それからお預かりするような形になります。

糸賀委員長

久米原委員。

久米原委員

例えばその20人がもう毎日預けるんだという状況の中で、またさらに、たまに預けたい

んだという方が何名かいた場合は、契約はできますか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
それは可能です。

糸賀委員長
久米原委員。

久米原委員
募集をかけて、例えば人数が、まだちょっと始まっていないのでわかんないんですけども、思った以上に来てしまった場合は、こういった形で決めるんでしょうか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
それは、やはり保育所の入所と同じように、必要度の高い方からということで、そのように対応させていただきたいと考えております。
その後、多く申し込みされるような状況がありましたら、やはり今後のことも十分に考えていかなければいけないと思っております。

糸賀委員長
久米原委員。

久米原委員
わかりました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員
利用するときの実際の利用の申し込みは、具体的にちょっとどうなのかということと、駐車場は何台用意しているんでしょうか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
申し込みについては、今のところ市に来ていただくように考えております。あと、駐車場については、送迎ステーションのほうをご利用の方は、ずっと車をステーションのところに置いていかれる方はいらっしゃらないと思いますので、ただ、駐車場については、4台だけは今のところのステーションの敷地内のところを確保ができたということです。
以上です。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員

4台ということなんですけれども、昼間は子育ての支援センターとして使うわけですね。その辺4台でちょっと不安なんですけれども、大丈夫なんでしょうかね。対策があったらお伺いします。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

対策ということになるかどうかわかりませんが、まず、今回開設します場所的に、部屋が大変狭い、さんさん館の支援センターのような広い場所ではございませんので、小さなさんさん館ということでご利用していただければなと思っております。車で行動ができる方ですと、広いさんさん館の支援センターのほうが、やはり子どもたちにもいいというお考えの方も多いと思いますので、さんさん館にいかれる方、あとは様々な保育所で支援センターを行っておりますので、そちらもご利用されている方もいますし、ただ、さんさん館のほうへ現在、佐貫駅付近の方たちがワンコインバスをご利用になってわざわざ来られる方、あと、公共の交通機関、バスと電車を使って来られる方というのが実際にはおります。また、佐貫駅周辺ですと、車を持っていない保護者の方も結構いられるものですから、ベビーカーを押しながら、ちょっと立ち寄っていただくとか、それでお子さんを遊ばせながら、いろんな子育てについて保育士の方に相談されて、自分のつらさとかそういうのを解消できるような施設になっていけばなと考えております。

また、それでもご利用の方が多くて、車、やはり駐車場が必要だということであれば、そちらのほうは今後の課題としていきたいと思っております。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
後藤委員。

後藤委員

こちら、送迎ステーションとしての利用は、やっぱり朝と夜がメインになるので、その日中のあいている施設を子育て支援センターとして活用していただくということだと思いますので、確かに予算でも油原委員のほうからあったんですけれども、やっぱりこどもステーションの送迎だけで考えれば、1人当たりのコストで考えると高いとは思いますが、そういった子育て支援センターというところを考えれば、もう少しコストパフォーマンスはよくなるのかなと思います。

そこでお伺いしたいんですけれども、ご説明があったように駐車場の問題であるとか、本当に施設が狭いということで、物理的に無理なのかもしれないんですけれども、想定としては10組程度という想定だったんですけれども、こちら辺の利用をもう少し増やしていけるような取り組みというのができないかどうかちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

10組程度と想定したのは、お部屋の面積を考えまして、一度に入れる組数として10

組と考えております。ですから、小さいお子さんを連れて来られる方というのは、朝から晩までいらっしゃることはないと思いますので、出入りもあって、常に10組程度入れたらいいと考えております。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員

当然ですよ、小さいお子さんを連れてそんな何時間もいないでしょうから、30分ぐらいとか1時間という方も多いでしょうから。そうしますと、大体1日どれぐらい利用されるの見込まれているのかという点と、やっぱり小さなさんさん館というなお話もあったので、東のさんさん館、西の駅前子どもステーションみたいな形になっていくと思うんですけども、参考に、さんさん館の1日の利用者数と運営費というのはどれぐらいかかっていたんでしょうかね。わかればちょっと教えていただけますか。

糸賀委員長
矢口子ども課長。

矢口子ども課長

大変申しわけございません、遅くなりました。

さんさん館の利用者数なんですけど、1日平均、26年度で申しまして、約50名でございます。さんさん館の運営費ですが、職員の人件費も含めまして、28年度の予算で申し上げますと、3,434万円でございます。これはお子さんの1人当たりに計算しますと1日当たり2,745円ということでございます。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員

もう1点、駅前子どもステーションでの子育て支援センター部分で1日どれぐらい利用者を見込まれているか教えてください。

糸賀委員長
矢口子ども課長。

矢口子ども課長

今のところは、先ほど後藤委員からもお話ありましたとおり、10組の20人というお話をしましたけれども、お子さんでいいますと、午前中10人、午後10人という、最低それを考えております。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員

さんさん館のほうで1日50人のお子さんが使って3,400万円かかっているということですから、駅前子どもステーション、半分弱ですけれども、20人、1日使っていただくとして、その運営費プラス子どもの送迎の部分合わせて、そこまで高いことじゃないのかなとは私は考えているんですけども。やはりですね、後藤光秀議員が一般質問でもあった

ように、保護者、私も保育園、今通わせていただいていますけれども、保護者の希望としては、家が近い、もしくは通勤の途中にある。やっぱりそういった保育園、第一希望ですよ。けれども、待機児童ゼロといっても、そこに通わせられない保護者の方というのは本当に多くいらっしゃるんです。ですから、そういった不満を、本当にいえば駅前のいいところに保育園があれば最高なんですけれども、それはなかなか難しい状況の中では、次善の策としては、この送迎ステーション、確かにコストは高いです。けれども、私はすごく、保育園に通わせている保護者の目線で言わせていただければ、本当にありがたいサービスが始まると思っていますので、ぜひですね、子育て支援センターの部分の強化なんかも図って、できるだけコストが高くないように、また、送迎ステーション20人利用、物理的などところもあるんですけれども、もう少し多くなっても対応できるようなことで今後とも進めていただければと思います。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

ちょっとすつとぼけた質問になるかと思いますが、まだ龍ヶ崎駅になってないですよ。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

この名称につきましては、龍ヶ崎市の駅前ステーションということですので、駅名をとったわけではございませんので。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

わかりました。

それから、保護者の方は、皆さん大体車で来るんですか。それともバスで来るのか、歩いて来るのか、どの程度なんでしょうかね。懸念するのは、佐貫駅前、随分あそこ通勤時、混雑します、車の往行も多いし。その辺のことをちょっと対策考えておかないと、どうなのか。その辺のことについてお伺いします。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

ロータリーのほうは大変危険ですし、お子さんを降ろしたりするには大変いい場所ではございません。ロータリーは使わないように、保護者の方たちには指導していくようにしたいと思っています。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

ぜひその辺だけよろしくお願いします。やっぱり小さい子を連れて、動きも激しい子どもたちですんで、その辺の安全については、できるだけ周知しておいてください。お願いします。

糸賀委員長

ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

利用人数が送迎の場合は20人、それから子育て支援センターのところは10組ぐらいということでもっているわけですがけれども、先ほど聞いていますと、20人ぐらいだったら何とかかなるけれども、それ以上増えると、必要度の高いことを条件とするというようなことなんでしょうけれども、いろいろ保母さんの関係とか、いろんなこともありますから、一応送迎の場合は20人という形で考えたほうがよろしいのでしょうか。それからまた、子育て支援センターのところは、これも一応午前、午後の10組ぐらいで、大体10組というものを基準にして考えているわけでしょうけれども。時間によっては多かたり少なかたりということもあるわけですから、そのときには、多い場合には、ある程度制限をしなくてはならないかなというような気もするわけなんですけれども、そういったところの利用の条件というか、そういったところは、特に定めてはいないんですか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

子育て支援センターについては、大野委員おっしゃいましたとおり、利用の条件というのは特に、3歳までのお子さんを連れてこられる保護者の方とそのお子さんということだけで、それについては制限を設けてはおりません。

送迎ステーションについては、お子さんをステーションの中で滞在させている時間もありますので、その面積でどうしても20人までかなということで、20人という想定をしております。制限については、いろいろ考えて、基準を今のつくっているところでまだはっきりしたものは決まっております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

そういった基準についてはこれからつくるといことですよ。わかりました。要は、登録をするわけでしょうから、20人以上の人は、本当に必要度が高くても入れないということにもなるでしょうから、ある程度この基準というのを設けておかないとまずいのかなというふうに思います。

それと、この管理運営をする事業者というものは、どんな事業者をちょっと想定しているのかお尋ねしたいと思います。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

運営をお願いする業者さんですが、社会福祉法人か、もしくは保育業務を行っている民間の企業にお願いしたいと考えております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

市内外からということでよろしいわけですね。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

市内、市外を含めて考えております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

当然、先ほど保育士さんのことをお話ししましたが、やはり保育士さんが何人とかいろんな形で、またそれはそれで条件的なものはあるわけですが、そういったものは、今のところはまだ、先ほどの同じようにこれからなんでしょうか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

保育士については、常時2名は、保育士を含む、正保育士とそれに準ずる者を常に2名配置するというで考えております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

それが条件なんですか。そのほかはないんですか、特には。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

そのほかには、子どもたちの安全を確保することや細かくいうと清掃、その施設の清掃など、様々なことを条件付けてお願いすることにしております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員
結構です。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
札幌委員。

札幌委員
金額なんですけれども、ちょっと駅前こどもステーションの中で、要は保育所と保育園、認定こども園、幼稚園の開所時間外に送迎しますよね。そうすると、非常に利便性が高くて、非常にいいと思うんで、今、既に普通の幼稚園ですとか保育園とかで送迎してもらうときに、送迎バス料金というのは、親御さんというのは払っているんじゃないかと思うんですけれども、それよりも何か安くなるんじゃないかという気がしていて、そこら辺のかえって殺到してしまうような気もちょっと危惧しているんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうかね。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
あくまでも送迎ステーションとして利用していただく、その条件を決めさせていただきますので、それに値しないお子さんたちは、それぞれの園のバスをご利用いただければと考えております。

札幌委員
価格的には一緒ぐらいなんでしょうか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
私どもの料金設定する際に、その頃に調査したときには、2,000円ぐらいが各園のバス代ということで伺っております。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員
先ほどちょっと忘れましてので、この管理運営する事業者、社会福祉法人、もしくは保健業務に携わる民間事業者、民間会社ということでございましたけれども、その選定、いわゆる募集、公募、それから選定というものはどんなふうに行っていくのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

市内のまず社会福祉法人やNPO法人には、こういう事業を行いますので、そういう場合には、運営のほうを行いたいかどうかという希望調査をいたしました。その中で、希望されるところもあれば、希望されないところもございました。また、なかなか特殊な業務ですので、実際、こういう業務をやっていただけるかどうかというのが、何社か保育業務をやっているところに当たりました、その中で、やはり同じようにこういう内容でやりたいんだけれどもどうでしょうかというお伺いを立てまして、やれるかもしれないというような業者を選定して、これから入札ということになるかと思っておりますので、そのように選定いたしました。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

今のお話ですと、既に市内の事業者には希望調査をとっていると。そして、その中で希望する方も希望しない方もいますよということですが、そういった希望調査をもとにということでありましょうけれども、一応、公募するということになれば、それはまた別な問題になってしまうんですが、そういった希望調査を尊重して、公募した結果、選定をするというようなお話になるのでしょうか。

糸賀委員長

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

市内の保育所を運営している社会福祉法人のほうを希望調査しまして、やりたいよというところと、あと、全国的にこういった事業をやっている民間企業も当たりました、そこでも、何とかやってみたいなという業者もございまして、そういったところに共通の市のほうで仕様書をつくりまして、それに基づいて入札をする。そういう形にしたいと思っております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

ですから、公募なんでしょう。

糸賀委員長

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

一応、公募といいますか、希望調査をして、やりたいというところの業者に対して、市のほうで仕様書をつかって、それに基づいて入札をするという、そういう形でやっていきたいと思っております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

一応、市内外の事業者に声をかけるというか、そういうふうなお話がされたもので、私は、公募かなというふうに捉えたわけなんです、そうではないということですね。

糸賀委員長

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

公募という言い方が悪かったのかもしれませんが、とりあえずこういった事業をやるんですけれども、やりたいところありますかということで、事前に希望調査をして、やりたいというふうに申し出のあった業者に対して、入札をするという形です。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

わかりましたとも言いにくいんですけども、指名競争入札でもないわけですよ。だから、指名なの。でも、そこには、先ほどお話ししたような、市内外の結局、一応市内には希望調査を出したということですから、市内にはお話しはしているんでしょうけれども。市外の方はないわけですよ。それも、やはり一応ある程度希望をどこかに出しまして、そしてそれも指名競争入札の中に、希望した人は入れるということなんですか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

何社か同じように調査いたしまして、その中でお答えがあったところを選定しまして、指名競争入札という形をとらせていただきたいということです。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案書15ページになります。

議案第6号 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例についてでございます。

第1条、目的でございますけれども、保育士不足が叫ばれる中、保育士等の養成施設に通う者に対し、修学資金を貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士等の確保を図ることを目的としております。

第2条で、定義としておりますけれども、保育士等につきましては、児童福祉法に規定する保育士及び教育教員免許法に規定する幼稚園の教諭等でございます。

第2号、養成施設等ということにつきましては、保育士等を養成する大学、短期大学等でございます。通信制は除くということでございます。

第3号、保育所等ということについては、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園と家庭的保育事業等を行う施設でございます。

第3条、貸付けの対象者でございますけれども、第1項で、市内に住所を有し、養成施設等に在学する者、これを基本といたしますけれども、市長が指定する養成施設等、これは流通経済大学の保育士養成コースを想定しておりますが、ここに在学し、市内の保育所等に保育士等として勤務しようとする、こういった方については住所要件を外しております。

次のページでございますけれども、貸付けの対象とならない事項といたしまして、他市町村への勤務を目的としている者、保育士等以外の職を希望している者、こういった方は対象外でございます。

第4条、貸付額、貸付期間でございますけれども、貸付額は月額3万円、正規の修学期間、2年間といたします。ただし、やむを得ない場合には、別途貸付期間とできるものでございます。

第5条、第6条につきましては、貸付けの申請、決定の通知に係る規定でございます。

第7条、第8条につきましては、貸付けの停止、取り消し等に関する規定でございます。

9条、返還でございます。貸付期間の満了、貸付けの停止、取り消したときには、5年を限度として期間内に返還する旨の規定でございます。

第2項におきましては、不正な行為の場合には、一括して返還するという規定でございます。

第10条で返還の猶予の規定をしております。第1号、第2号につきましては、貸付期間終了後も養成施設等に在学しているとき、第3号が卒業後市内の保育所等に勤務しているとき、第4号で市長がやむを得ないと認めたときは返還を猶予できるものでございます。

第2項では、特例といいますか、市内に勤務希望であった者が勤務できなかった。しかし、引き続き市内勤務を希望している。こういった場合には2年を限度に猶予するというものでございます。

18ページになります。

返還の免除ということでございます。修学資金を貸付けた方が資格取得後市内の保育所等に引き続き5年間以上勤務したときは、全額の返還を免除するというものでございます。

また、第2項におきましては全額免除には至らないまでも、2年間以上勤務した方に対しては、その期間に応じた一部免除を行うものでございます。

第12条については延滞金の規定。13条は必要な事項の委任規定でございます。

付則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等はありませんか。

油原委員。

油原委員

保育士不足というか、全国的な話としてはよく聞く話でありますけれども、龍ヶ崎市の

幼稚園，保育園等のそういう保育士等の不足というのは聞こえるのでしょうか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

各園では，ぎりぎりのところで何とか保育士，また幼稚園教諭確保できておりますが，ただ，1園につきましては，保育士が確保できずに定員までお子さんをお預かりできない状況が発生しているところがございます。28年度4月1日に入所できるお子さんが，その園については1名のみということになってしまっております。そういう状況がございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

先に聞けばよかったですけれども，要するにこの貸付条例をつくる経緯。これは幼稚園とか保育園等から要請等があったのでしょうか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

各園から要請があったわけではございません。ただ，そういう状況は昨年度から見られてきておりました。また，いろいろな事業を行う際に加配が必要になってきますので，その加配につきましても保育士の確保というのがかなり難しくなっておりますので，こういう事業を一つの手として考えたわけでございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

流経大のあれは社会学の保育科，これを対象とするということですよ。逆に，他のそういう養成の大学なり専門学校へ行って，龍ヶ崎の保育園等に就職をしたいという場合は，この修学の貸付けというかがあるのでしょうか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

龍ヶ崎市内にお住まいのお子さん，住所のあるおさんは対象で，あとは住所が龍ヶ崎にはないけれども，やはり龍ヶ崎の学校に通学されているお子さんも龍ヶ崎にとどめたいという考えで始めるものでございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

わかりました。

最後1点、修学資金貸付月額3万ですね。修学ですから、大学の授業が、うちなんかお金があったから1年間すぐ納めてしまいましたけれども、半年とかいうペースではないんだろうか。だから、1回に最低18万とか、年間で36万とか、そういうことで、支払いというか貸付方法についてちょっと教えていただきたい。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

お貸しする方法ですが、具体的にはまだ、まとめてお貸しするかどうかというのはまだ決めていない状況でございます。これを4月1日から開始するわけですが、それまでにはそちらのこともはっきりさせて、周知させていただきます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

その学生さんの環境によって、大学の支払いというか、授業料の支払いによって柔軟に対応できるようにひとつお願いをしたいと思います。

終わりです。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

国でも同じように制度を設けていますよね。それ、国が先だったんですか、龍ヶ崎市が先に始めようということで、先進的に始めたんですか、その辺だけ。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

国の貸付制度ございますが、これはそれぞれの都道府県が実施するものでございます。茨城県がそれを今まで実施しておりませんでした。茨城県で実施しておりませんが、龍ヶ崎市としては始めたいということで、始めたいというか、独自にやりたいということで、計画を立てまして、28年度から事業を実施させていただきたいと考えたものでございます。

ただ、茨城県も28年度からは実施したいということで、議会にかけている状況だと伺っております。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

県のほうは議会でかけているということで、じゃ、それが可決されれば、また財源なんかも幾らかは補助があるということなんでしょうか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

県の事業は別としまして、あくまでも龍ヶ崎市の単独事業として行います。県の事業は、直接、県で貸付けを行うようになるかと思えます。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

わかりました。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

久米原委員

ちょっと身近なところで、以前、学校には通っていて、資格取得には至らずに結婚とか出産を迎えてしまって、これからまた、子育てが終わって、万が一こういう学校に通いたいという方にも対象になりますか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

年齢は問いませんので、学校に通学して修学して、それで資格を取っていただいて、市内の保育所、幼稚園にお勤めいただければ対象となるということです。

糸賀委員長

久米原委員。

久米原委員

わかりました。

すごく保育園も、入りたい方も入れなくてという部分もたくさんあって、保育士も不足しているということなので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、お願いいたします。

糸賀委員長

ほかに。

札野委員。

札野委員

あと1点だけ。

返還の猶予なんですけれども、基本、市内で働かなければ、何か途中で就学をやめたとかそういうのは別として、返還するのが翌月からになっていると思うんですけれども、通常、奨学金とかの場合の返還というのは、ちょっと猶予があったような気がするんですけれども、そこら辺は考慮はしていただけないのでしょうか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
そのときの状況に応じましてご相談させていただければと思います。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員
修学資金の貸付けの申請というのは、いつ頃を考えたらよろしいのでしょうか。というのは、これは貸付けを受けることができる者というのは、在学する者というものに限定がありますんで、これから入学しようとする人なんか申請するというのが、申請する時期によっては難しいのかなと。そしてまた、特に申請の時期が書いてありませんので、いわゆる貸付けの申請と決定しか書いてありませんので、いつごろの申請の時期を考えているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長
入学前に入学決定していれば、申請可能とさせていただきたいと思います。また、この後、規則で定めていますが……

糸賀委員長
大野委員。

大野委員
規則で書きますということですが、第3条には、貸付けを受けることができる者は、市内に住所を有して養成施設等に在学する者、または市長が指定する養成施設等に在学する者であつてということであつて、入学予定者というものは書いていないもので、お尋ねしたわけなんです、規則でそういうことができるんですか、条例に書いていなくて。条例には、だって、在学する者と書いてあるわけですから。だから、例えば4月に申請する時期を設けるから、これから受けようとする人は、受けて決まった方、でも在学していない方は、4月に申請時期だから、もう在学したことになっているからいいんですよという、そんなわけで申請の時期を私、どうなんのかなというふうに思ったわけなんです。

糸賀委員長
龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
大野委員のおっしゃるとおりでございまして、付則で、この条例、28年4月1日から施行ということですので、4月1日以降に申請していただくような形になろうかと思えます。その申請のやり方、時期等については、今後規則のほうで定めていきたいと思えます。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

当然今回はね、4月からのこの条例が効果があるわけですから、当然だろうと思いますが、次年度以降というものも、やっぱりつきまとうと思いますもんで、その点は十分考慮していただきたいと思います。

もう一つ、予算絡みの件で、一応10人ということ想定しているわけなんですけど、その10人の根拠というものはどういうものなのか。それからもう一つは、一応10人という予算なんだけれども、時によっては12人、15人でも受け付けますよ、つまり補正で対応しますよという考え方であるのか、もう10人が何でもかんでも、これが最高ですという、どういった考えなんですか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

10人ということ、始まる新しい制度ですので、周知も十分にはならないかなということもありまして、10名ということ想定したものです。ただ、申請受付を開始しまして、たくさんの方の申し込みがあった場合には、補正予算で対応させていただきたいと思っております。まずは10人分を計上させていただいたこととさせていただきます。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
後藤委員。

後藤委員

1点だけお聞きしたいんですが、先ほど油原委員からもあったんですけども、当市でも保育士不足があるという現状があるというふうなお話だったんですけども、今回、年間10名ということで、やっぱりこの奨学金は無利子ということですので、返したとしたって有利なものだと思うんですけども、基本的には、これは市内に卒業後勤めて返還の全額免除ということ、奨学金を受ける方、お考えになると思うんですけども。そこで、当市で毎年10人からの受け皿といいますか、就職できる保育士としての枠があるのか。2年限度として資金の返還を猶予するということなんですけれども、その2年猶予があれば、基本的には年間10人奨学金を受けた方が市内の保育所に、幼稚園であったり保育所に就職することは可能な状況なんですか。

糸賀委員長
矢口こども課長。

矢口こども課長

それについては、かなりの保育士の動きというのはありますので、10人ぐらいは就職可能ではないかと考えております。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員

わかりました。やはり入れかえも、本当に激しい職場というのはわかりますので、大丈夫ということであればよかったです。

ただ、ちょっとずれてしまうんですけども、やはり根本的なところで、資格を持っている方は多くいらっしゃるけれども、なかなか続けることができないということが大きな、根本的な問題だと思うんですよね。ですから、その部分、ちょっとずれてしまうんですけども、その辺の保育士さんたちの待遇の面というところからのアプローチというのは、当市としてやっていること、できるようなことというのは何かあるんでしょうか。

糸賀委員長

矢口こども課長。

矢口こども課長

市でも、現在でも市の単独事業としまして、処遇に対する補助を行っているところですが、さらに各園に対しての処遇については、やはり市としても今後も考えていかなければならないことだと思っております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案書20ページになります。

議案第7号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例についてでございます。

第1条の趣旨でございます。この条例は、がん検診等の受診を促進し、疾病やがんの早期発見を図るとともに、正しい健康意識を普及させるため、平成28年度において、特定の年齢に達した方及び過去に無料検診の対象となった方で、未受診の方に対し、がん検診等に係る費用を無料とするものでございます。

第2条、この条例により、特例措置、検診費が無料となる対象者については、第1項、第2項で定めております。

第1項、20ページの表でございます。

平成28年度、新たに対象となる方でございます。子宮頸がん検診については、平成28年度中に21歳になる方、同様に健康診査は35歳になる方。乳がん検診、胃がん検診、大腸がん検診については41歳になる方です。大腸がん検診につきましては、そのほか平成28年度

中に46歳，51歳，56歳，61歳になる方も対象としております。

次のページをお願いいたします。

この表につきましては，過去5年度，23年度から27年度に一度も検診を受診していない方で，表に該当する年齢の方の検診表を無料とするものでございます。子宮頸がん検診につきましては，平成28年度中に26歳，31歳，36歳，41歳になる方です。同様に乳がん検診については46歳，51歳，56歳，61歳になる方でございます。

付則でございますけれども，この条例は，平成28年4月1日から施行いたします。

2項といたしまして，この条例は，平成28年度のみの特例措置として，平成29年3月31日，年度末をもって失効するものであります。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等ありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないので，採決いたします。議案第7号，本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして，議案第18号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について，執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案書の50ページ，そして新旧対照表の24ページになります。

議案第18号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容でございますけれども，介護保険法施行令の一部改正により，介護認定審査会の委員の任期について，2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定めることができるということとなりまして，任期のほうを3年としようとするものでございます。

3年とする理由につきましては，認定調査が高度な専門性を必要とするということから，3年にすることで，委員のスキルアップが図られるものと考えたところでございます。

付則でございます。この条例は，平成28年4月1日から施行いたします。

経過措置としまして，この条例の施行の前に行われた委員の任命に係る当該委員の任期は，なお従前の例によるというものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ。任期が1年延びるということなので，先生方の意見がどんなことがあったかだけお伺いします。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

先生とおっしゃるのは、多分ドクターの話かと思うんですけども、先生方、実際3年連続して任期を務めていただいているわけではありません。なかなかお忙しい職業でございますので、3カ月、あるいは4カ月でバトンタッチをしていくことでつないでおります。したがって、先生方にはそういった、これに関するご意見等はございませんでした。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第19号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、議案書の51ページ、新旧対照表の25ページでございます。

議案第19号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず、改正の背景でございます。平成28年4月1日から介護保険法及び関係政省令の一部改正によりまして、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されることに伴い、同条例の一部改正を行うものでございます。

内容でございますけれども、まず新旧対照表の25ページを見ていただきたいと思います。

目次というのがありますけれども、この条例は、地域密着型サービスの各事業について、章ごとにそれぞれ基準を定めているものでございます。今回の法改正を受け、第3章の次に第3章の2、地域密着型通所介護の規定を追加し、小規模な通所介護事業所、利用定員18人以下に係る人員、設備、運営に関する基準を規定するものでございます。

また、第5節におきまして、利用定員9名以下である療養通所介護につきましても、地域密着型サービスに移行し、同事業に係る基本方針並びに人員、設備、運営に関する基準を規定するものでございます。

各基準の詳細につきましては、新旧対照表の28ページ、第60条の2以降、細かく規定をされておりますけれども、この基準の内容につきましては、厚生労働省令で定める基準に準拠したものとなっております。

特にご説明するものとしたしましては、新旧対照表の34ページです。第60条の17があります。これと新旧対照表の41ページに第60条の38という規定がありますけれども、この2つにつきましては、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置義務の規

定が追加されております。今回追加する地域密着型通所介護，療養通所介護のほかに，新旧対照表の45ページの81条でございますけれども，認知症対応型通所介護事業についても，運営推進会議の設置義務の規定が追加されております。あわせて，それぞれ事業者が整備する記録として，運営推進会議の記録を追加するものでございます。

また，新旧対照表の35ページ，第60条の19及び新旧対照表の40ページ，第60条の37のそれぞれ第2項におきまして，地域密着型介護サービス事業者に対し，各サービスの提供に係る記録の整備に関し規定されておまして，国の基準では記録の保存期間，これは2年間としておりますけれども，当市の独自規定といたしまして，この必要な記録を5年間としたところでございます。

そのほかにつきましては，それぞれ引用条項とか文言の整理を全体的に行っております。議案書の74ページをお願いいたします。

付則でございますけれども，この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが，質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

当市におけるこういった地域密着型サービスの事業所というのはどれぐらいあるのか，まずはじめにお伺いします。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

現在，22事業所があったと記憶しております。そのうち，この地域密着型のほうに移行するのは11であったというふうに思います。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

移行することによって，利用者とか事業者への影響は何かあるんでしょうか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

先ほど部長のほうからも説明がございましたけれども，まず国の基準に従って，県のほうで今までこの通所基準のほうが決められておまして，それが今度，地域密着型ということになりましたので，市町村のほうにおりてきたということでございまして，内容については一切変更はございません。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

60ページの、先ほど運営推進協議会と推進会議ですか、というお話がありました。昨今問題になっています特養と川崎の大きな事件がありました。事後の処理になってしまうんですけれども、そうじゃなくて、こういった何ていうか、所管がうまくそれを阻止できるような体制というのは、この運営推進会議の中で事前にそういうところをチェックできるのかどうか。それから、記録の保存も5年間にしたとか、そういう体制を強化したということなんでしょうけれども、その辺の実情についてお知らせください。

それから、対象施設がこれだけ多くなると、庁内の体制が本当にそれでカバーできるのかね、その辺も含めてお示してください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

4月1日から実施でございます。地域密着型の通所事業所に関しては、今からでございますので、それまでに各事業所が運営推進会議をつくるということでございますので、現在やっていらっしゃると思いますけれども、その実情についてはちょっと把握しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、体制は、これから市町村が事業所のほうを見ていくわけですが、一度に全部見るというような状況ではございません。それから、システムのほうで、システムをこのたび新年度のほうで上げさせていただいておりますけれども、そちらのほうのところ、システムのほうで管理をします。そちらのほうについても十分対応していけるというふうに思います。また、運営推進会議のほうに多分出るようになります、交代ですね、職員のほうで出てまいりたいと思います。

以上です。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

ありがとうございました。

57ページの第60条の8ですか、そこの第2項で、指定地域密着型通所介護事業者は、自ら提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないというふうにこう規定されているんですけれども、実際、内部で自らこの質の評価なんてできるのかどうかね。第三者のところできちんとやらないとまずいのではないかなと。その第三者というのが、先ほどの運営推進会議ですか、そこがしっかりやりますよというふうに受けとめていいのか、その辺のことについてご説明ください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

部長の説明の中でもありましたけれども、あくまでも地域で事業所が事業を展開していくということでございますので、その地域、例えば民生委員でありましたり、あるいは自治会の方でありましたり、あるいはその事業所を利用する利用者のご家族であったり、それと事業者の方が一緒に、この運営推進会議というものを開いて、事業所における事業運営について、いろいろ意見を交わしたり要望したりというような話になってくると思います。

今、杉野委員さんのおっしゃるのは、第三者のその事業所の評価に関しての話ですから、またその評価に関しては、たしか記憶では、油原委員さんも一般質問のほうで虐待のお話を質問されたんですけども、その際に、我々としても調べましたけれども、県のほうでとかですね、外部の調査機関もありますので、評価機関もありますので、そういった評価機関を事業所のほうをお願いするとか、あるいは自己評価で評価を公表していくかというような、評価に関してはそういうような体制になっていくんでありまして、運営推進会議でそういう評価、一部評価のようなことはするとは思いますが、実際事業所として公表する評価としては、その運営推進会議のほうですということのようなことではないかなというふうに理解をしております。

糸賀委員長
杉野委員。

杉野委員
ありがとうございました。

運営推進会議がうまく機能すればいいんですけどもね、なかなか事業者の中に入って専門的なところをチェックするというのがなかなか難しいのかなと思います。ですから、その辺のところも踏まえて、いろんな問題が見えてくると思いますので、今後よろしくお願いします。

糸賀委員長
休憩いたします。午後1時の再開の予定です。

【休 憩】

糸賀委員長
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
先ほど杉野委員さんからご質問がありました、事業所における指導ですかね、心配の点、多々あるかと思うんですけども、4月1日以降、担当のほうとしてもしっかり指導のほうをしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

糸賀委員長
杉野委員。

杉野委員
よろしく願いいたします。介護については、今まで一般質問の中で施設介護等、待機もいる状況で、こういった地域密着型のところをしっかりと進めていかないと対応できない、もう状況が見えていますので、よろしく願いいたします。
以上です。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

1点なんですけど、60条の17、地域密着型の通所介護の事業者は、運営推進会議を開くということなんですけれども、これは地域の住民の代表者とか市の職員の方、特にここで言うと、地域包括センターの職員の方が入るようになるんでしょうかね。その地域の住民の代表者といっても、事業所との関係もあるんでしょうけれども、どんなふうを選んでいくのかということと、市の職員については、先ほど11カ所が移行するということがあったんですけれども、そうしますと、11カ所全てに市の職員が運営審議会の委員として入ることになると思いますけれども、そういったときに市の仕事の状況で職員数はどうなるのか、改めて伺いたいんですけども。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

伊藤委員おっしゃるように、運営推進会議のほうには、ご利用者さん、それからご利用者の家族の方、それから地元の方、民生委員の方といった方が含まれてくると思います。市として、高齢福祉課の職員、あるいは地域包括支援センターの職員、ある意味、まだはっきり決まっておるわけではありませんけれども、やはり高齢福祉課の業務としても、非常にかかわりの強いものでありますし、それから、地域包括支援センターとしても、大事な部分でございますので、そういったところがどんなふう動いているのかということなどは、やっぱり把握しておかなくてはならないことだと思いますので、手分けしながら出席をするというふうに現在のところは考えております。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

結果的にはそうするしかないんでしょうけれども、28年度予算では1人、地域包括支援センターの職員がいなくなるということもありますので、その辺はしっかりと人員を確保しながらということは、やってほしいなと思います。忙しい中でこういう仕事ができるということではないというふうに私も思っていますので、その辺は十分気をつけながら考えていただきたいというふうに思います。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

大野委員。

大野委員

一つお願いしたいんですけど、この条例改正が23日に議会で決まって、公布されて、これから4月1日施行ということなわけなんですけれども、先ほどの話では11事業所がこういった指定地域密着型サービスに該当するということがございますけれども、これはもう既に対応された形なわけでしょうか。これから対応してもらおうのかということで、お尋ねしたいと思います。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

現在まだスタートしていないわけですがけれども、この事業所が現在19人未満と、それから19人以上ということで、人数で分けられるわけなんですけれども、小規模のほうの事業所に関しては、自動的に小規模に移行してまいります。あるいは、その事業所によって、19人以下ではちょっと運営のほうもこれから変更するというのであれば、廃止して新しく登録するなり、変更する場合にはそういう手続というのが必要になりますけれども、現在の規模で事業所をスタートするというのであれば、このまま特に事務的なことは必要なく、移行がされていく予定になっております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

その辺のところを十二分に対応していただきたいと思っております。

事業所にしてみれば、さあ4月1日からこの基準でやりますよということになると、対応するところが難しい面もあろうかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

糸賀委員長

ほかにございませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、議案書75ページ、新旧対照表が55ページになります。

議案第20号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成28年4月1日から介護保険法及び関係政省令の一部改正により、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されることに伴い、同条例の一部改正をするものでございます。

内容でございます。議案第19号の改正に伴いまして、第40条で介護予防認知症対応型通所介護においても地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置を追加するものでございます。

新旧対照表の56ページ、第41条におきまして、また、地域密着型介護予防サービス事業者に対し、事業者が整備する記録として、運営推進会議の記録を追加するものでございます。

議案書の77ページでございます。

付則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

この市における介護予防サービスの事業はどれぐらいあるのかということと、77ページの3の下から5行目ですか、5条7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、ちょっとわからないので、どういうことなのか説明してください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

この龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービス、このところで該当になりますのが認知症対応型通所介護事業所というのがここに該当するわけなんですけれども、龍ヶ崎においては、この認知症対応型の通所事業所というのはいません。

サテライトのほうなんですけれども、本体の事業所と距離的にそんなに離れていない、たしか、ちょっと記憶で申し上げて大変申しわけないんですけれども、20分程度の距離にある同規模程度の事業所、それを一体的に使っていくというような形のものでありまして、ここには、例えば管理者が兼務、あるいはそこでの従業員の方も、その業務に関しては兼務ができるというような、そういった規定がなされていたかというふうに記憶しております。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

当然、龍ヶ崎市にはないということですね。県内ではどうなのでしょうね。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

現在、龍ヶ崎においてはございません。市外について、県内については、ちょっと私どものほうで把握しておりませんので、申しわけございません。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第24号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第24号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項につきましてご説明をいたします。

6ページをお願いしたいと思います。

第3表、繰越明許費補正でございます。追加のところでございますけれども、3民生費、社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、国の補正予算によるものでございます。

次の児童福祉費、児童福祉事務費、駅前こどもステーション管理運営費及び保健衛生費の子育て相談事業の3件につきましては、地方創生加速化交付金に対応するため、平成28年度当初予算に計上した事業の一部を前倒しで計上しております。

荒井教育部長

続きまして、教育費です。一番下です。

保健体育費の学校給食運営費です。これは、37ページの歳出のところ、学校給食費の学校給食運営費、計上してございます。これは、その中の工事請負費として、排水処理施設改修工事、計上しています。質疑等でもございましたが、第一調理場の排水処理施設でございます。28年度に繰り越しをいたしまして、この工事を実施するため繰越明許費に計上したものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、同ページの一番下になります。変更の欄がございます。

ふれあいゾーン管理運営費でございますけれども、昨年の第4回定例会で補正をいただきましたひまわり園空調設備更新工事が入札の結果、予算額を大幅に下回ったことから変更するものでございます。

次に、7ページです。

第4表、地方債補正の変更のところの1段目でございます。ひまわり園施設整備事業につきましては、ただいま申し上げましたとおり、工事費が安くできたということで、ここで限度額の変更を行うものでございます。

荒井教育部長

続きまして、同じく変更です。下二つです。

文化会館施設整備事業と体育施設整備事業です。この地方債の変更につきましては、いずれも工事費が確定したことに伴い、地方債の確定ということで、その補正を行うものでございます。

まず、文化会館施設整備事業ですが、これは、37ページの歳出に計上してございます文化会館管理運営費の外灯改修工事に係るものでございます。400万円の減となります。

続きまして、その下です。体育施設整備事業でございます。これも同じ37ページに掲載しております体育施設費でございます。たつのこアリーナの空調機修繕工事、これ2件あるんですが、その2件分の工事が確定したことに伴い、これは100万円の増ということになります。

以上です。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

14国庫支出金でございます。

4番、障がい者自立支援給付費につきましては、歳出増の決算見込みによるものです。

5番、児童手当給付費は、歳出減の決算見込みによるものでございます。

次に、国庫補助金でございます。

社会福祉費補助金です。5番、6番、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、6番の事務費につきましては、国の補正予算によるものでございます。10分の10の補助率で、歳出額と同額でございます。内容につきましては、歳出のところでご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

12ページ、13ページになります。

児童福祉費補助金です。

1番、地域子育て支援事業費は、歳出の23ページの子ども・子育て支援事業の一時預かり事業補助金と25ページの私立保育所の保育助成事業の私立保育所延長保育促進事業、こういったものの減額によるものでございます。

2番、母子家庭等対策総合支援事業費につきましては、高等職業訓練促進費等事業の減額でございます。

6番、地方創生加速化交付金、子育て支援事業分につきましては、駅前こどもステーション、こどもまつりに係る事業の前倒し分でございます。

その下になります。

地方創生加速化交付金、母子保健事業分につきましては、子育て相談事業分でございます。

次に、県支出金、県負担金でございます。

2番、障がい者自立支援給付費は、歳出増の決算見込みによるものでございます。

児童手当給付費につきましては、歳出減の決算見込みによるものでございます。

次に、県補助金でございます。

地域子育て支援事業費につきましては、国庫補助金と同額でございます。

子育て支援体制緊急整備事業費につきましては、同事業の歳出減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

市債でございます。

ひまわり園施設整備事業債につきましては、先ほど申し上げました工事費の確定による減額でございます。

荒井教育部長

続きまして、教育費債です。

まず、社会教育債です。先ほど地方債のところでも説明をさせていただきました、文化会館施設整備事業債で、これは文化会館の外灯改修工事の確定に伴う400万円の減です。

続きまして、その下、保健体育債ですが、たつのこアリーナ空調機修繕工事2件分の確定に伴う増でございます。100万円の増となっております。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳出でございます。

20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

はじめに、るる職員給与費の改定がございますけれども、これらは総じて給料表の改定及び勤勉手当、地域手当の支給率の引き上げによるものでございます。それ以外の部分についてご説明をいたします。

1009300番です、国民健康保険事業特別会計繰出金、これにつきましても給与改定等によるものでございます。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業でございます。報酬、4番、共済費、旅費につきましても、窓口業務専門嘱託員2名分の報酬等でございます。

12役務費につきましても、通信運搬費及び振込手数料でございます。

13委託料につきましても、委託事務について派遣職員2人を考えております。その他、システムの構築費でございます。

19負担金、補助及び交付金補助金につきましても、対象者1人3万円の給付でございます。6,000人を見込んでおります。

次に、ふれあいゾーン管理運営費、工事請負費でございますけれども、ひまわり園空調設備更新工事につきましても、室内機32台、室外機10台の更新でございますけれども、この機器単価が大幅に下がりまして、工事費が大幅に下がったための減額でございます。

次のページをお願いいたします。

障がい者自立支援給付事業、扶助費、障がい者更生医療費でございます。人工透析等、障がい者の所定の医療費に対する助成でございます。決算見込みの増によるものでございます。

次の介護保険事業特別会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の3件につきましても、主に給与等の改定によるものでございます。それぞれ後ほどご説明いたします。

次に、児童福祉費、児童福祉事務費につきましても、こどもまつりに係る経費でございます。地方創生加速化交付金活用による28年度予算の前倒し分でございます。

8報償費につきましても、こどもまつり協力団体等への謝礼でございます。

14使用料及び賃借料につきましても、アニメ映画やエア遊具等のレンタル代でございます。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金も給与等の改定によるものでございます。

次に、子ども・子育て支援事業でございます。

18備品購入費につきましても、保育所等へのAEDの購入でございます。19カ所設置をいたしました購入の差金でございます。

19負担金、補助及び交付金、一時預かり事業、幼稚園型につきましても、当初8園がこの制度を活動予定であったものが3園のみ活用するという事となったため、減額するものでございます。

次の高等職業訓練促進費等事業につきましても、平成27年度において当事業の利用実績がなかったことから、減額するものでございます。

次の駅前子どもステーション管理運営費につきましても、地方創生加速化交付金活用による28年度予算の前倒し分でございます。

11需用費につきましても、光熱水費等でございます。

12役務費につきましても、バス車検の手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

13委託料につきましても、送迎ステーション運営でございます。子育て支援センターの運営につきましても、ここでは入ってはおりませんが、送迎ステーションと子育て支援センターの運営につきましても、先ほどありました社会福祉法人、学校法人、保育事業を行っている企業等に委託予定でございます。

14使用料及び賃借料は、施設及び駐車場の賃借でございます。

18備品購入費につきましては、本棚とか下足箱等を購入予定です。

27公課費につきましては、送迎バスの重量税でございます。

次に、児童手当支給事業につきましては、決算見込みによる児童数の減によるものでございます。

私立保育所保育助成事業でございます。

13委託料、子育て支援体制緊急整備につきましては、国の補助制度変更により、当初13施設分を見込んでおりましたが、4施設のみ該当となるものでございます。

次に、19負担金、補助及び交付金でございます。

私立保育所延長保育促進事業は、制度変更による補助金の減額でございます。

地域子育て支援センター事業は、当初予定5園に加え、新たに1園が補助対象となったものでございます。

病児・病後児保育事業につきましては、当初7園を予定をしておりましたが、その中の1園が対象外となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

26、27ページでございます。

成人保健事業でございます。

13委託料、がん検診につきましては、受診者の決算見込み数の増によるものでございます。全体で申し上げますと、当初予算では1万7,300人を見込んでおりましたが、決算見込みの数字として、1万9,164人と増えております。

次に、子育て相談事業でございます。これも地方創生加速化交付金活用による28年度予算の前倒し分でございます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行う子育て世代包括支援センターを28年度から立ち上げるのに伴い、コーディネーターを配置いたします。報酬、共済費、旅費は、その人件費等でございます。

14使用料及び賃借料につきましては、子育てきずなメール配信事業に係るものでございます。

次に、疾病予防費でございます。

11需用費につきましては、ワクチン購入の医薬材料費につきまして、その余剰分の減額でございます。

13委託料、A類予防接種、B類予防接種、これらにつきましても決算見込みによる補正でございます。

荒井教育部長

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。

教育費です。

まず、事務局費でございます。教育長給与費につきましては、平成27年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給割合を国家公務員の特別職と同様0.05月分を引き上げて、年3.1月の支給とするものが主なものでございます。

続きまして、次のページです。

職員給与費です。これは、部長と教育総務課、指導課の職員に係る人件費でございます。

続きまして、その下、義務教育施設整備基金費でございます。これは、学校施設の改修、維持更新のために積み立てをするものです。1億円を計上しております。

その下、職員給与費、教育センターは、教育センターの職員1人分を計上しております。

そして次です。小学校費ですが、職員給与費、小学校につきましては、用務手13人分の給与を計上しております。

その下です。要保護・準要保護児童就学奨励費でございます。扶助費でございますが、当初見込みより準要保護児童が13人下回ったため、100万円を減額するものでございます。

その下でございます。

職員給与費，小学校施設整備につきましては，教育総務課学務グループの小学校施設の担当職員に係る人件費でございます。1人分です。

続きまして，中学校費です。職員給与費，中学校につきましては，用務手5人分の人件費を計上しております。

その下です。

要保護・準要保護生徒就学奨励費でございます。当初見込みより要保護生徒が1人，また，準要保護生徒が8人上回ったため，50万円の増額計上をいたしております。

その下です。

職員給与費，中学校施設整備につきましては，教育総務課学務グループの中学校施設の担当職員1人分の人件費でございます。

続きまして，社会教育費，社会教育総務費です。職員給与費，社会教育総務費につきましては，生涯学習課9人分の人件費を計上しております。

次，文化会館費です。文化会館管理運営費につきましては，文化会館外灯改修工事が確定したことに伴い，439万円の減としたものでございます。

続きまして，保健体育費の保健体育総務費です。職員給与費，保健体育総務につきましては，スポーツ推進課6人分の給与を計上しております。人件費を計上しております。

その下，体育施設費でございますが，地方債のところでもお話をさせていただきました。ここの部分では財源の組み替えということになります。

そして，その下です。

学校給食費です。職員給与費，学校給食センターにつきましては，学校給食センターの職員5人分の人件費を計上しております。

その下です。

学校給食運営費の工事請負費です。第一調理場の排水処理施設改修工事を実施するため，3,858万3,000円の工事費を計上いたしております。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが，質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

21ページの01010095年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業，6,000人ということなんですけれども，65歳以上の年金給付者の大体何人ぐらいに当たるのかなと，わかりますか。

糸賀委員長

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

申しわけございません。年金受給者の割合ということですが，そこまでの数字は持ち合わせておりません。今回6,000人という対象者を想定いたしましたのは，平成27年度の臨時給付金の該当者の中で，年齢要件の65歳に合致する方を抽出したものでございます。

以上です。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

3万円を65歳以上の低所得者に出すということなんですけれども，私は，年金を年々減

らしていく中で、逆にどうかناと思つているんですけども、その辺の認識といいますか、どんなことを考へているのかなと、市としてね。ちよつとお伺ひしたいなと思ひます。

糸賀委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

今回の制度、国が定めた制度でございますので、これに基づいて、市としては肅々と申つてはあれですけども、龍ヶ崎だけが実施しないというのも不公平に当たるというよなことで実施するものでございますので、その辺をご理解いただきたいと思ひます。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
油原委員。

油原委員

7ページ、地方債補正の変更部分です。ひまわり園施設整備事業費、それから文化会館施設整備費ですね。限度額の変更、入札で安くできたからということでありまふけれども、基本的に、これは限度額ですから、ひまわり園については空調関係、基金が安く入つたという話ですけども、21ページでは1,020万9,000円ですか、それから文化会館外灯、これについては439万減額と、安くできたということはよろしいかと思ひますけれども、基本的には、これは、入札でやつたんでしょけれども、1者だけ特別安くできたのか、大体全体がそこら辺の額なのか。それとあわせて、3割以上減額しているんですよ。ですから、基本的には、当初予算の見積もりがもう甘過ぎるということですよ。どういふうにして見積もつた結果こんなふうになつたのか、お聞かせをいただきたい。

糸賀委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

すみません、ひまわり園の空調設備の更新工事、こちらにつきまして、当初補正予算で計上させていただいたところではございますけれども、計上に当たりまして、業者のほうから見積もり等をとつて申請いたしまして、補正を計上いたしました。補正予算成立後におきまして、再度工事設計に当たりまして市場調査を行いました結果、空調機関係の取引価格の引き下げが可能であると判断できまして、1月末の入札を行ひまして、こういった減額となりました。

入札に当たりましては、当然予定価格等もございふますので、それに当たりましては、応札をいただいた10業者さんのところで1者だけがひっかつたというわけではございふせん。全体的にその価格でやれるということでの入札額ではありまして。

以上でございます。

糸賀委員長
黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

当課におきましても、予算見積もりの際には、業者からの見積もり、あわせて資産管理課での積算ということをもとに予算計上いたしました。実際入札によつて単価が下がつた

と、LED化をしたわけですがけれども、そのことによりまして単価が下がりがちで、結果的には400万円の減額となったものでございます。

公示後に変更契約をいたしまして、100万円程度の減額もございました。

糸賀委員長
油原委員。

油原委員

それで、これ設計額を教えられるのかどうか。設計額と落札価格ですね、これは何%ぐらいで落ちているのでしょうか。両方です。

糸賀委員長
黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

大変申しわけありません。今資料を持っておりませんので、後ほどお調べしてお答えしたいと思います。

糸賀委員長
渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

申しわけございません。私もちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお願ひします。

糸賀委員長
油原委員。

油原委員

結構です。基本的に何を言いたいか、当初予算の見積もりですね。その辺は、多分、見積もりあたりは1者ぐらいしかとっていないだろうと。いっぱいとっていますかね。やっぱり通常見積もりというのは、入札前提というか、基本的には設計上、それから予定価格上落ちるだろうというようなことで、対外高く出てくるんですよ。だから、そこを現実的に市場を見て何%落としていくかとか、そこら辺は、当初の形の中と3割以上も違うというのは、基本的には甘過ぎるということですから、これからひとつ慎重に予算編成をしていただきたい。

続いてよろしいでしょうか。

37ページです。

一番下の学校給食運営費の排水処理施設改修工事です。これは、質疑の中でありまして、排水施設が老朽化して改修をしていくというか、新設をするのか。3,858万3,000円の予算計上となっておりますけれども、この中で、説明の中で、やはりこれを改修することによって、従来汚泥の処理が年間800万かかっていたのが170万ほど落ちると、630万になるよというようなことでありました。170万経費が浮いてくるわけでありましてけれども、3,850万をそれなりに上回っていくのには7年くらいかかるわけですね、7年くらい使わないとこの額を超えないわけですがけれども。アクションプランで整備基本計画が新年度に上がっておりますよね、28年。後藤委員からもありましたけれども、29年度が造成工事、30年度が施設整備です。ということは、31年から使えるわけですから。3年間の期間をこの3,850万かけて直そうということでしょう。そうすると、3年で、先ほども言ったよう

に、三千八百幾らかけるのには7年使わないとこの額にはならない。3年では、基本的には、施設改修のコスト的にはもったいない話ですよ。

だから、その辺、新しい施設が30年にできて31年に改修をするということであれば、3年間ですから。逆に言えば、汚泥処理を800万3年間やったって2,400万。施設改修が3,850万ですから、これもコスト的におかしいだろうと。その辺の考え方についてちょっとお知らせいただきたい。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

お答えいたします。

今のお話で、タイミング的に3,700万、3,800万かけるのは、建設時期から引き算をするのとそぐわないんじゃないかというお話だったと思います。

公共施設の再編成のタイミングにつきましては、お示しのとおり、来年度に造成等という形で位置付けはされております。ただ、来年が造成工事等で、31年度に建設というような形になっていたかと思っております。昨日、一昨日答弁申し上げたとおり、公共施設の再編成の進捗にも、若干話させていただきたいんですけれども、建設地の決定がまだ見えないという形の中で、造成等には無論金額は入れておりませんし、その先にも棒印があったもので、そういう表現でとどまっております。かく言う今の切り口の解釈というのもございませけれども、ちょっと切り口は変わりますけれども、説明重なりますけれども、今回の排水処理施設の一部除害施設という言葉を使うんですけれども、この除害施設がもう老朽化が甚だしいと。この秋口から排水の水質検査を毎月1回やっているんですけれども、それがはね上がってきているという現状を見ました。当施設の改善につきましては、中期事業計画にも危ういという形で上程いたしましたして、取り上げていただいている事項でもありません。

ざっくりと申しますと、数値をちょっと言わせていただきます。毎月やっている水質検査で、水素イオンというのがまずあります。これはpHをはかる基準であります。それからBOD、生物の化学的酸素要求量、それから浮遊物の質量と、それからもう1点、ノルマルヘキサンの抽出物質という、その4点を検査しています。下水道とも、道々この辺の話、状況等を実は相談しております、一番注目すべきはノルマルヘキサン抽出物質が上がってきていると。これは何ぞやという話になりますけれども、これは動植物の油脂なんですね。これが公共下水道に流れると、詰まりであるとか、あるいはそこにたまったものが温度が上がって破損であるとか、そういった悪影響も出るよという話で、気をつけてくれという話はされております。このノルマルヘキサン抽出物質が今のところ基準値が30ミリグラムパーリットルという基準があるんですが、平均値で12ミリグラム、それからアッパー値で75ミリグラムをちょっと記録した日がございました。基準をちょっと超えているというか、倍以上超えている日があったと。

こういうのを鑑み、もうこれは補正予算でお願いするタイミングしかないということで、急遽計上させていただいた経緯がございます。

こういったところでもよろしゅうございますか。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

要するに水質検査の結果、当然除害施設を通して下水道に流入しているということ。その水質基準に合わないからと。ですから、コストの話ではなく、やっぱり公害というか、そういう観点の中からやるんだというようなこと。その辺はそれなりに理解をできます。

ただ、質疑のときに部長答弁で、何で800万から630万になって、170万浮くからというような質疑での部長答弁なんですよ。だから、そういう話はなかったですよ。しましたですか。

糸賀委員長

荒井教育部長。

荒井教育部長

今、答弁書が手元にあるんですが、説明をさせていただいております。よろしいですか。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

そういう説明もしたということですよ。私ちょっとコストの話しか聞いていなかったもので、大変失礼いたしました。

早期にやる必要があるということであれば、その辺はコストばかりでは責められないということなんだろうというふうに思いますが、そんなに施設が老朽化をしているのであれば、新しい施設をつくるという計画でしょう。これは補正に絡んで新年度予算というか計画に、アクションプランと整合性を持たせるということ、それでは、そんなに急いで、緊急性があるということがあれば、学校給食センター自体の整備をしていくしかない、30年度に施設整備をするんだという一応計画ですよ。これに合わせていくのであれば、お話の中では、PFIについての導入調査をして、やっぱり若干そぐわないとかね、というような方向が出たということであれば、なぜ平成28年度に基本設計をして、次の年に実施設計、造成工事をやりながら30年度に施設整備の工事に入らないのかね。なぜ整備基本計画なるものを先行すべきなんですか。

給食センターというのは、給食ですね、7,000食とか何食と。デザイン云々なんていう話も何もないですよ、工場ですから。であれば、やはりそれなりの給食数を見込めば、もう施設というのはできるんですよ。それを何も整備基本計画なんか立てて、何のために計画、これ1,000万です。こんな1,000万かけるんなら、早目に基本設計を移して、実施に何で移さないんでしょうか。30年度の施設整備に合わせて、やっぱりもう基本設計をやるべきなんだろうと。場所も決まっていない、これちょっと新年度予算との絡みになって、質疑がちょっとあれなんですけど、あくまでも補正の絡みでお話をさせていただきますけれどもね。そういう計画が何かちょっとよく見えない。早く場所を決めてやっていけばいいし、その辺はどうなんですか。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

一部新年度の予算のお話をさせていただくよりほか説明のしようがないんですけども、公共事業の再編成の中での一端として、トライアル事業ということで、一番最初に上げられているのは、ご存じのとおり給食センターの一元化というお話です。単純な話ですけども、老朽化している第一調理場、これが31年経過していると。第二調理場は新しいもの

であるけれども、16年ほどしか経過していないんですが、効率性を主眼として一元管理したほうがよかろうというお話は根本的なお話です。結果、1カ所で人件費も効率よくなるであろうし、配送であったり、そういったものについても一元管理で経費の削減にもつながるであろうという考えのようです。

ただ、繰り返しになりますけれども、重要なところである方式の決定というのがいまだ私ども、ちょっと中庸なお話で申しわけないんですが、これでいこうという決定までは見ていないと。業務委託契約、PFI可能性調査ということで資産管理課のほうで主体的にやっているんですけれども、その中では、先進自治体、そういったものの事例等を見ながらPFIとかDB方式とか、あるいは従来方式でやったところとか比べまして、こういった形が龍ヶ崎にそぐっているかなというところでの報告の形で終えております。

委員ご指摘の今年度の整備基本計画なるものは、これを完全に決定していこうと。じゃ、もうどれなんだよ、これですというような、中庸な表現で、報告で終わっている現行の委託の答えをここではっきりしていく。その中で、もう一つ重要な建設地の案も幾つか出されたようなんですけれども、それも決定していくという位置付けが今般の新年度予算のほうに計上させていただいた基本整備計画の大きな内容であります。

以上です。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

方式の決定、それから場所の選定云々で整備基本計画を立てるんだと、これは無駄な金ですよ。先ほども言いましたように、PFIとかの導入で、それはもうやっぱりそぐわないとか、そういう方向付けなんだろうとなれば、もう従来方式しかないでしょうよ。だって、こんなに急いでとか、老朽化しているわけですから、これどどん施設の改修工事というのは出てきますよ。であれば、早急に整備をする必要があるのであれば、やはり従来方式で、何も、基本設計を出して、実施設計、従来方式で業者さんを決めてつくると。運営は民間で運営をしていくという従来の方で私はよろしいんじゃないかと。変なところで何をこね回しているんだろうという気がしますよ。

場所についても旧馴馬小、今の教育センターの敷地云々なんていう話も聞きますよね。何で予特のときに教育センターの話で体育館の話をしたかという、あの辺、撤去をそれなりにしていきたくらうと。用地を確保していくのかなというような話がちらちらと聞こえるんで、もう場所もその辺なのかと。早く場所を決めてスタートしていただきたい。変なところでこね回さないで、教育委員会としても、やっぱりこうだということを早く出さないと、子どもたちのためのいい給食ができないでしょうよ。そういう観点でちょっとお話をさせていただきました。強く要望をしておきます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

1点だけお聞かせいただきたいと思います。

33ページが一番下、26000番の教育長給与費についてお伺いしたいと思います。

先ほど部長のご説明の中で、国家公務員の特別職、これの引き上げに準じてということ、3.05月が3.1月に期末手当が引き上げになるというお話でございました。そこでちょっと、前々からちょっと疑問に思っていたんですけれども、教育公務員法2条でしたか、ちょっと忘れたんですけれども、教育長は一般職、教育公務員の扱いなんですよ。ただ、

そういった中で、報酬については特別職に準じた形で報酬が決まってきているというところで、教育長の給与の決め方といいますか、あり方というのは、これはどういう形になっているのか、ちょっとわかればご説明していただきたいんですけども。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

教育長の立場としては、今までは一般職だったんですが、来年度からは新教育長ということになって、特別職、市長と副市長と同じような形にはなりません。

今回補正予算ですが、その成り立ちというのは、ちょっと私の知識は及ばない、申しわけありません。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

私も、当然、教育長という職務とその立場からいえば、特別職に当然値する職務だと思っていましたので、ただちょっと、どういうことなのかなと前々からちょっと疑問に思っていたので、余り関係ないんですけどもちょっと今絡めてお聞かせをいただいたんですけども。

今回の一般会計の補正予算以外にも、特別会計の補正予算もそうなんですけれども、27年の人勸を受けての一般職の職員さんの給与の引き上げなんかも入ってきているわけです。私は、やはりこのタイミングで引き上げることについては賛成をしかねるので、本当に今回の補正予算で子どもの駅前ステーションであるとか、子育て相談事業、私、一般質問や委員会、議会の場で、ぜひやっていただきたいということでご提案したり訴えてきたところも実現するところがあるので、大変心苦しいところではあるんですけども、先ほど申したように、やはりこの給与の引き上げには賛成できないので、この補正予算には反対したいと思っています。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第24号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第24号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第25号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第25号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億2,175万7,000円とするものでございます。

内容でございます。

52, 53ページをお願いいたします。

今回の給料表の改定と地域手当、勤勉手当の支給率の引き上げに伴う職員給与費の増分について、一般会計のほうから歳入として繰り入れるものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第25号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第25号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第28号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第28号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,591万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億8,899万6,000円とするものでございます。

内容についてご説明をいたします。

82, 83ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

大きな点が2点ほどあります。

1点目でございますけれども、歳出のほうの決算見込みによりまして、保険給付費が減額になります。これに伴いまして、国支払基金、県、市がそれぞれ負担ルールに基づいた介護給付費をそれぞれ減額するものです。歳出の減に伴うものでございます。

あともう1点、大きな点がございまして、地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましても、各増額になっております。これにつきましては、本来、地域支援事業で計上できる人件費の一部が一般会計に残っていたため、今回改めて調整をしまして、地域支援事業の歳入に組み入れたものでございます。これによりまして、職員給与費と繰入金も減額となっているところでございます。

この2点でございます。

次に、歳出のほうをご説明いたします。

84、85ページでございます。

職員給与費等については、給料表の改定と地域手当、勤勉手当の支給率の引き上げによるものでございます。

保険給付費のほうでございます。地域密着型介護サービス給付費、そして施設介護サービス給付費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

次、介護予防サービス計画給付費につきましても、決算見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

特定入所者介護サービス費、これにつきましては、施設の居住費や食費について、低所得者の方への給付でございますけれども、これについては決算見込みの増というふうになっております。

最後に、介護保険支払準備基金費につきましては、給付費等負担金の減額によりまして、保険料余剰分、これを基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

85ページの07001100施設介護サービス給付費が見込みが違ったというんですけれども、これ1億5,000万なんですよ。やっぱりちょっと原因というか、理由をお知らせください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

27年度当初におきまして、特養が増床になる予定でございました。それで、一つ一つお名前申し上げますけれども、龍ヶ岡が27年6月オープンになっております。特養のときわぎ、これが26年12月1日にオープンになっております。これは合わせて100床なわけなんですけれども、これで27年度の当初予算を組んだわけなんです。今お話ししましたとおり、龍ヶ岡については6月1日にずれ込んでおります。また、ときわぎにつきましても、ここで介護のほうに携わる職員等の体制の整備の、整備といいますか、おくれでですね、介護職員の採用が追いつかず、入所人数を制限していたことなどから、いずれの施設も満床になるまで時間がかかったというようなことがございます。その関係で、1億5,000万というような減額の補正をいたそうとするわけでございます。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。

それで、今、特養がおくれたということなんですけれども、その特養の待機者というのは今何人だかわかったらちょっと教えてください。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

希望される方がそれぞれの施設にそれぞれ申し込みをされております。それを重複なく数字が出てくるのが3月末、県での調査になります。ですんで、今月末以降、実際の数というものが出てこようかと思えます。現在のところは、前年度の数120名ですかね、そういうお答えになります。

糸賀委員長
ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長
別がないようですので、採決いたします。議案第28号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長
ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第28号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第29号 平成27年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第29号 平成27年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,688万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、94、95ページをお願いいたします。

今回の職員給与費の改定の増額の分につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第29号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第29号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第30号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第30号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,866万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、102、103ページをお願いいたします。

歳出の2件の職員給与費の改定、増額分を一般会計のほうから繰り入れるものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第30号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第30号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第31号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第31号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,377万6,000円とするものでございます。

内容につきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

まず、歳入、介護予防サービス計画費収入でございます。ケアプラン作成収入の減収の見込みによります減額でございます。

そして、歳出のほうは給与費の改定によるものと、居宅介護予防支援サービス費委託料、ケアプラン作成につきまして、決算見込みによる減額をするものでございます。

歳入歳出の差額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第31号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第31号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第41号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、議案書が83ページ、新旧対照表が62ページになります。

議案第41号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

背景といたしましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容についてでございます。

保育所に勤務する保育士の数の算定について、保健師、または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされたことから、新旧対照表を見ていただきまして、29条第3項、31条の第3項、そして44条の第3項及び47条の第3項中、准看護師を追加するものでございます。

議案書83ページに戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

質疑ではないんですが、准看護師もできるということなんですけれども、私は、保育環境の基準を引き下げるものであると考えて、これには反対いたします。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

別がないようですので、採決いたします。議案第41号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。これはありますよね。失礼しました。

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第41号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

荒井教育部長。

荒井教育部長

まず、説明に入ります前に、この和解案件につきまして、昨年6月27日に発生した事故でございました。そして、和解に達したということで、1月28日に専決処分をしたわけですが、その間、この案件に関する内容の事実の報告を委員の皆様には報告をしていなかったということにつきまして、反省をいたしております。おわび申し上げたいと思います。

それでは、内容のほう、説明させていただきます。

平成27年6月27日午後1時頃です。城ノ内小学校の学童保育ルームにおきまして、学童保育ルームの放課後児童支援補助員ですが、男の方ですが、学童保育ルームを利用しております3年生の男子児童に対しまして、学童保育ルーム内で児童の顔面を数回殴打し、全

治約7日間の傷害を負わせた事故に関する損害賠償額の決定と和解につきまして、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法179条第1項の規定により、これを処分させていただきました。平成28年1月28日付での処分でございます。

和解の内容につきましては、本件事故により生じた一切の損害賠償額といたしまして、22万5,833円を本件児童の親権者に支払う、そういった内容のものでございます。

これにつきまして、ご承認をいただきたく、お願いをするものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等がありますか。

杉野委員。

杉野委員

冒頭におわびのというのがありましたので、ただ、いずれにしても、やっぱり遅いですよね。どうしてそういうふうになってしまったのかなということと、それから、経緯ですか、この放課後児童支援補助員がどうしてそういうふうにも暴力を振るってしまったのか、もう少し詳細に説明していただければなと思います。

糸賀委員長

黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

ご説明させていただく前に、私のほうからも、皆様にはおわびを申し上げたいと思います。

この事件に至るまでの経緯について、ご説明させていただきます。

この当該補助支援員ですけれども、昨年の4月から採用した男性の支援員です。被害に遭った男子生徒ですけれども、日頃から、やっぱりちょっとトラブルがある生徒さんで、支援員のほうからも私どものほうにも、こういういろいろなトラブルの案件については相談があった児童であります。1人で単独でというよりは、同学年の児童たちと一緒にトラブルを引き起こすというような児童でございました。

この事件のある前日に保護者がお迎えに来たときに、ちょっといろいろいたずらをして困るというようなお話をしましたところ、保護者のほうから、支援員はなめられていると、もうちょっと厳しく指導してほしいというような発言があり、じゃ、厳しく指導してもいいんですねというようなことを申し上げましたところ、いいというような回答があったので、その補助員いわく、厳しく指導をしますよというようなことを母親に申し入れたということがありました。

その翌日、これは土曜日のことなんですけど、その日に出席していた児童は、この児童を含めて10人ぐらいだったかと思うんですけども、ちょうど午前の支援員と午後の支援員の引き継ぎの時間でありまして、この男性の支援員は午後からの当番だったので、もう1名の支援員が午前中の当番の者から引き継ぎを受けている最中に、その子どもたちの見守りをしていたということです。

午後の食事をした後の時間というのは、勉強の時間ということになっているので、席に着いて勉強の準備をしないよというようなことを再三にわたりしていたわけですが、それに従わなかったということです。通常であれば、そんなに目くじらを立ててというようなことではありますけど、前日の母親の発言等もありましたものから、ここでひとつ指導をしなければというような間違った正義感のもと、このような事件に至ってしまったということでございます。

糸賀委員長
杉野委員。

杉野委員
ありがとうございました。いや、なかなか大変ですね。
一つね、その児童支援補助員という方は、何か資格を持っている方なんですか、それとも普通の一般の人なんですか。その辺だけ。

糸賀委員長
黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
昨年4月に法律が改正になりまして、保育士、教職の免許を持っている者、もしくは2年以上保育ルームで勤務の経験がある者で研修を受けた者については支援員というように呼び方になっておりますが、補助員という者については、そのような資格のない者、支援員としても2年未満の者については補助員という形になっております。
この当該補助員についても、これまではサラリーマンとして勤務しておりまして、退職後、子どもたちの見守りをしたいというようなことから応募をされて採用したものでございます。

糸賀委員長
杉野委員。

杉野委員
わかりました。
以上です。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員
いろいろな事情はあると思うんですけども、やはり教育の場で暴力は駄目なんですよ。私本当にそう思います。だから、今後例えば暴力に対しての研修とかね、そういうのも、あと、支援員とか支援補助員、そういう人たちに対する研修は必要だと思うんですよね。その点についてお伺いしたいと思います。

糸賀委員長
黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
任用に際しましては、任用の手续をした際に、公務員としての守らなければならない倫理、例えば守秘義務であるとか、体罰については決して行ってはならないということを書面で通知をしております。それと、研修等、職員が集まる場合には、再三にわたり、その辺については必ず申し添えるようにはしております。
遅ればせながらなんですが、研修はもちろん県が主催するもの等にもありますので、なるべく多くの支援員を参加させるようにはしていたんですが、今年度は、事件後、全員の支援員を対象とした子どもの発達に応じた叱り方とか、あとは、子どもの接し方と、特に障がいのあるお子さんへの接し方というものについて研修を2回ほど行っております。

今後もそういった研修，もしくは支援員が集まる際には本当にこれでもかというほど言
ってまいりたいというふうに思っております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。
後藤委員。

後藤委員

まずお聞きしたいのは，本件補助員の方の現在はどうなっているのか，まだ補助員とし
て保育ルームにいらっしゃるのか，それともおやめになっているのかお聞かせください。

糸賀委員長

黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

本支援員については，やはり子どもへの影響を考えまして，その事件後はお休みいただ
いておりますし，6月30日付で退職の申し出がありましたので，それを受理し，退職とし
ております。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

やはり伊藤委員からもあったように，どういったことがあっても，やはりこういった教
育の場で暴力を振ってしまうということは，もう100%暴力を振ったほうが悪いわけ
ですから，そういった点は，先ほどのようにしっかりとした研修，そして自覚を持って業務
に当たっていただけるようにしていただきたいと思えます。

ただ，今回は故意に暴力ということだったわけですがそれでも，偶発的な事故等，もっと
大きな事故等も起きる可能性もあるわけですよ。そういったときに，今回は当市と相手
方のほうで和解に至って，解決金を払うということで，これが今回出てきているわけなん
ですがそれでも，例えばですね，こういった補助員の方にまで賠償責任を負うような可能性
もあり得るわけですよ。そういったところの，補助員として働いている方のそういった
ところのケアといいますか，そういった点での対応というのはどういった，使用者責任と
いうところにもあるとは思いますが。補助員の方が賠償責任を負うような事態に
なった場合の対応ですね，そういったときはどのようになるのでしょうか。

糸賀委員長

黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

今回の賠償金につきましては，管理者責任としての賠償でございます。この辺を申し上
げていいのかどうかあれなんですけど，本人は，警察に被害届を出しておりますので，刑事
処分を受けております。場合によっては，そういうふうに刑事処分を受けるという場合も
あり得るのではないかとこのように思えます。

損害賠償の責任になった場合は，個人に対していく場合もありますでしょうし，今回の
ように私ども，監督責任ということになる場合もあるし，両方の場合が考えられるとは思
っております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

質疑ではないんですが、杉野委員が一番最初にお話ししたとおり、いろんなことがあったときに、委員会に知らせないと、報告がないというかね。そういった傾向がここ数年非常に多いと思います。私が文教委員長をやっていた時代なんかは、結構皆さん方がいろんな報告があって、それを委員会を招集してお話を聞いたほうがいいか、あるいは各人、各人に説明をしていただくとか、いろんな方法でもって対応してきたわけですが、今後こういった、例えばこういった、もう去年の6月にあったことは、この3月議会で初めて和解についてあるというようなことではなくて、そういった事案があったときに、こういった事案ばかりじゃなく、その他の事案につきましても、ひとつ各担当部長、あるいは各担当課長がですね、委員会に早急に報告をしていただきたいと思います。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

今の案件につきまして、今の案件だけに限らず、ほかの案件につきましても、できるだけ委員会のほうにも報告等いたしていただけるように委員長からも申し上げておきます。いろんな事情で言えないということももしかしたらあるかもわかりませんので、よろしくお願いたします。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

荒井教育部長。

荒井教育部長

97ページをお開きください。

この和解に関する内容でございます。

これは、平成27年5月4日午前6時頃です。たつこのアリーナの前に当たります龍ヶ崎市中里3丁目2番1地先の県道八代庄兵衛新田線において、千葉県銚子市海鹿島町にお住いの・・・氏（以下相手方という）が運転する軽4輪乗用車が総合体育館の外周フェンスに衝突した事故に関する和解について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法179条第1項の規定により、処分をさせていただきました。

処分の日付は、本年1月13日でございます。

これも大分期間があいていますが、この相手方の経済力に、これは関係がしてございます。1番目でございます。下記事項の1番目にありますように、まずこの相手方が市に与

えた損害額。これは50万6,520円であることを確認しております。相手方は、その損害の全てを賠償するということです。

3番目、これは分割納付に関しての定めを書いております。相手方は、龍ヶ崎市に対して、先ほど申し上げた金額、金品につきまして、分割して龍ヶ崎市に支払うと。その手数料は相手方の負担ということで、まず平成28年4月から平成29年7月まで、毎月20日までに3万円ずつ返すと。そして、平成29年8月20日、これは最後の支払い月です。この月が2万6,520円を支払うということの分割納付の内容でございます。

遅延損害金ということで、相手方がその分割のお支払いを2回超えたときは、相手方は龍ヶ崎市に対して、先ほどの金品、既に支払った金額がある場合は、その額を控除した額ですね、及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払い済みまで年5%の割合による遅延損害金を直ちに支払うという、こういった内容でございます。この内容につきましては、専門家の方ともご相談をしながら、相手方と協議を重ねながら、この和解の内容に達したものでございます。

この案件についてご承認をお願いするものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等がありますか。

杉野委員。

杉野委員

早朝の出来事、事故だったので、通行人がいなくて、本当によかったなと思います。これは、原因は居眠りか、薬か、何だったんですかね。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

本人からは、急に飛び出して来た動物を避けるためにハンドルを切って事故になってしまったという話は聞いています。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

これ今回分割で納付ということは、任意保険、対物賠償に入っていなかったということですよ。あとは、年齢といますか、お幾つぐらいの方なんでしょうか、相手方は。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

任意保険につきましては未加入でございます。年齢につきましては、23、4ぐらいの年齢でございます。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

分割のところなんですけれども、資力としましては月3万円、しっかりとお支払いをいただけるような方という認識でよろしいでしょうか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

そちらにつきましては確認をとっております。毎月の給料がだいたい16万円、そのうち3万円だったら可能だということで確認はしております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないようですので、採決いたします。報告第4号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。